

茨城県にコンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等の要件化について

茨城県では、建設コンサルタントへ申請する全ての業者に対して、申請時点での社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入を要件にします。（適用除外者を除く）。確認資料等を要する場合がありますので共通の手きによりご確認ください。

2 資格審査の申請受付業種

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務  
（土木工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務  
（建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）
- (4) 地質調査業務  
（土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務）
- (5) 補償関係コンサルタント業務
  - (ア) 補償コンサルタント業務  
（公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積りの業務）
  - (イ) 土地家屋調査業務
  - (ウ) 不動産鑑定評価業務
  - (エ) 計量証明業務

3 有資格請負業者名簿登録の有効期間

令和3年3月31日まで（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格審査申請の手引き共通書類編4入札参加資格者名簿の掲載期間」を参照）

4 名簿の公表

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（茨城県庁1階公共事業情報センター）及びインターネットで公表します。

5 この資格審査の対象部局は、次のとおりです。申請書類は、土木部監理課にのみ提出すれば、他の部局には提出しなくても足ります。

- ① 茨城県知事部局（本庁及び出先機関。以下同じ。）
- ② 茨城県企業局
- ③ 茨城県病院局
- ④ 茨城県教育庁
- ⑤ 茨城県警察本部

※ これら以外の県関係機関（公社等）においても、この資格審査を経た方のみを入札参加の対象にしている場合があります。取扱いの詳細につきましては、各県関係機関に直接お問い合わせください。

6 個別書類について

書 類 名	土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント		測量 土地家屋調査 不動産鑑定 計量証明	建築設計	建築設備 設計
	登録業者	未登録業者			
設計事務所の事業概要書 (様式-1)	×	×	×	○	○

(1) 設計事務所の事業概要書(様式 - 1)

(ア) この様式は、建築関係コンサルタント業務(設備設計を含む。)の入札参加を希望する方に限り提出してください。

(イ) この様式の入手方法は、インターネットによるダウンロードになります。

(ウ) この様式に限りお問合せは、次の担当あてとなります。

茨城県土木部営繕課企画担当

TEL 029-301-4546(ダイヤルイン)

◎ 入札参加資格審査申請に関するお問合せ

茨城県土木部監理課建設業担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-4334(ダイヤルイン)

※ 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から1時を除く)